



# 宮 崎 県 公 報

平成23年10月24日 (月曜日) 第 2331 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域の変更 (2 件) ..... (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (2 件) ..... ( " ) 1

### 公 告

- 准看護師試験の実施 ..... (医療業務課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 ..... (商業支援課) 2

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2 件) ..... (商業支援課) 2

- 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修業試験の合格者 ..... (畜産課) 3

### 教育委員会告示

- 博物館の登録について ..... 3

### 正 誤

- 平成23年10月6日付け県公報 (第2326号) 中 ..... 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 875号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月24日から平成23年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
11	県道	宮崎島之内線	宮崎市阿波岐原町乙名無田 892番 1 地先から同市同町乙名無田 952 番 2 地先まで	旧	11.8~12.4	38.8
			新	11.8~16.7	38.8	

### 宮崎県告示第 876号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月24日から平成23年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	県道	都城霧	都城市高野	旧	11.4~	89.2

島公園線	町2931番 2 地先から同市同町2935 番 8 地先まで	新	26.0 13.0~32.8	89.2
------	--------------------------------	---	-------------------	------

### 宮崎県告示第 877号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年10月24日から平成23年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
11	県道	宮崎島之内線	宮崎市阿波岐原町乙名無田 892番 1 地先から同市同町乙名無田 952 番 2 地先まで	平成23年10月24日

### 宮崎県告示第 878号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年10月24日から平成23年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
31	県道	都城霧 島公園 線	都城市高野 町2931番2 地先から同 市同町2935 番8地先ま で	平成23年10月24日

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第18条の規定により、平成23年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成23年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時  
平成24年 2 月17日（金曜日）  
午後 1 時30分から午後 4 時まで
- 2 試験の場所  
宮崎市古城町丸尾 100番地  
学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学
- 3 受験願書の受付期間  
平成24年 1 月 4 日（水曜日）から 1 月11日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）。郵送の場合は、1 月11日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 その他  
詳細については、最寄りの保健所、都城市健康部健康課若しくは延岡市福祉保健部健康増進課又は宮崎県福祉保健部医療業務課（電話0985（26）7450）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ 田野店  
宮崎市田野町字西ノ原2956-3 外2筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社 B. P L A N N I N G 代表取締役 馬場英治  
熊本県熊本市安政町 1 番 2 号
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
① 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 建物東側 (No.1) 36.9㎡  
(変更後) 建物東側 (No.1) 36.9㎡

建物南東側 (No.2) 31.5㎡  
合計 68.4㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 荷さばき施設 (No.1) 午前 6 時～午後10時  
(変更後) 荷さばき施設 (No.1) 午前 6 時～午後10時  
荷さばき施設 (No.2) 午前 6 時～午前 9 時

- 4 変更する年月日  
平成24年 6 月 8 日
- 5 変更する理由  
営業施策のため
- 6 届出年月日  
平成23年10月 7 日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成23年10月24日から平成24年 2 月24日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間  
平成23年10月24日から平成24年 2 月24日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ 岡富店  
延岡市中川原町二丁目4920番地
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成23年10月24日から平成23年11月24日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ岡富店  
延岡市中川原町二丁目4920番地
- 2 意見の概要  
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成23年10月24日から平成23年11月24日まで

平成23年8月29日から9月30日までに実施した家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成23年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

## 教育委員会告示

### 宮崎県教育委員会告示第7号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次の博物館を博物館登録原簿へ登録した。

平成23年10月24日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

名 称	所 在 地	設 置 者	登 録 年 月 日
都城島津邸	都城市早鈴町18街区5号	都城市	平成23年9月28日

## 正 誤

平成23年10月6日付け県公報（第2326号）中

ページ	段	行	誤	正
7	右	2	第18条第1項	第18条第2項
7	右	3	区域	供用
7	右	3	変更する	開始する

--	--